

毎週火、金曜日発行（但休日と当るときは翌日）
昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇ 告 示 農業協同組合振興対策費補助金交付規程

告 示

鳥取県告示第百六号

農業協同組合振興対策費補助金交付規程を次のように定める。

昭和三十二年三月五日

鳥取県知事 遠藤 茂

農業協同組合振興対策費補助金交付規程

（総則）

第一條 知事は農業協同組合整備特別措置法（昭和三十一年法律第四十四号）に基づいて整備を行う農業協同組合を助成するため、この規程により予算の範囲内で、補助金を交付する。
（補助金交付の対象等）

第二條

この規程による補助金交付の対象となるもの及びその補助額は次のとおりとする。

一 知事が適当であると認定した整備計画に従い誠実に整備を行つていると認められる農業協同組合（以下「整備組合」という。）がその整備を行うに際して、当該整備組合に対する債権の利息を当該整備組合についての指定日から起算して五年以内に、かつ当該年度内に減免した鳥取県信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）その減免した利息に係る元本債権の残高に相当する額に年五分以内の率を乗じて得た額

二 鳥取県農業協同組合整備委員会が整備組合の整備に関し、調査及び審議等を行う、場合における該当委員会の設置されている鳥取県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）

調査及び審議に必要な事務費及び委員等の旅費の二分の一以内の額

三 整備組合に、当該整備組合についての指定日から起算して二年以内に、かつ、当該年度内に駐在員を派遣してその整備につき指導を行う中央会

当該駐在員の派遣月数（整備組合ごとにか一月にみない端数は切捨てる。）に相当する数を六千円に乘じて得た額以内の額

四 知事が農業協同組合の整備をはかるため、昭和三十三年三月三十一日までに合併についての協議をすべき旨の勧告を行い、当該勧告に係る組合が合併した場合において、当該合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合

合併奨励金十万円以内

（補助金交付の申請）

第三條 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（中央会にあつては様式第一号、信連にあつては様

式第二号、農業協同組合にあつては様式第三号）正副二部を知事に提出しなければならぬ。

（補助金交付の決定）

第四條 知事は、前条の規定により補助金交付の申請があつた場合において、当該関係書類の内容等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付の決定を行ふ、その旨を補助金交付申請者に通知するものとする。

（補助金交付の条件等）

第五條 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

一 第二条第二号及び第三号に掲げる経費は相互に流用してはならないこと。

二 補助金交付申請書に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬこと。

三 知事は、前項のほか、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用法、その他について条件を付することができる。

（状況報告）

第六條 中央会会長及び信連会長は、補助金の交付の決定を受けた年度の九月三十日現在の状況報告書（中央会会長にあつては様式第四号、信連会長にあつては様式第五号）正副二部を十月二十日までに知事に提出しなければならぬ。

（事業等遂行の指示）

第七條 知事は、前条の報告等により、その事業が補助金、交付の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されてい

4 00264

ないと認めるときは、当該事業の遂行の指示をすることができる。

(実績報告)

第八條 中央会会長及び信連会長は、補助事業が完了したときはすみやかに実績報告書（中央会会長にあつては様式六号、信連会長にあつては様式七号）正副二部を知事に提出しなければならない。第二条第一号の補助金については、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合もまた同様とする。

(補助金の額の確定)

第九條 知事は、前条の報告を受けた場合においてその報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき、補助金の額を確定し、中央会会長及び信連会長に通知するものとする。

(補助金交付の決定の取消)

第十條 知事は、中央会会長及び信連会長が当該補助事業につき、次の各号の一に該当するときは、その交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに補助金が交付されているときは、当該取消に係る部分の補助金の返還を命ずることができる。

- 一 この規程に違反したとき。
 - 二 第五条の条件若しくは第七条、又は第十二条第二項の指示に従わないとき。
 - 三 その他法令又はこれにもとづく知事の処分違反したとき。
- 2 前項の規定は補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。
- 3 知事は補助金の交付の決定をした場合において、その後生じた事情の変更により補助事業の全部、又は一部を

00255

継続する必要がなくなつたときその他やむをえない事情による特別の必要が生じたときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、若しくはその決定の内容又はこれに附した条件を変更することができる。但し補助事業のうちすでに経過した部分についてはこの限りでない。

4 第四条の規定は第一項及び前項の規定にもとずいて補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合についても準用する。

(検査等)

第十一條 知事は、必要があると認めるときは補助の対象となつた事業の内容について報告を求め、又は吏員をして帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(検査結果の通知及び是正の指示)

第十二條 知事は前条の規定による検査の結果を、補助事業者に通知する。

2 知事は、前条の規定による検査の結果補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に適合しないものがある」と認めるときは、当該、補助事業をこれに適合させるため是正の措置をとるべきことを指示することができる。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の補助金から適用する。
- 2 昭和三十一年度分の補助金に限り第六条中「九月三十日」とあるのは「二月二十八日」と、「十月二十日」とあるのは、「三月十日」と読み替えるものとする。

様式第1号

鳥取県知事

殿

昭和 年 月 日 番 号

鳥取県農業協同組合中央会

会長 氏 名 印

昭和 年度農業協同組合振興対策費補助金交付申請書

昭和 年度において、下記のとおり農業協同組合の整備に関する事業を実施したので農業協同組合振興対策費補助金交付規程第4条により補助金 円の交付を申請します。

記

- 1. 補助事業の目的
- 2. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費
 - (1) 農業協同組合整備委員会に関する事項
 - ア、農業協同組合振興指導

指導対象組合	所		要 経 費			備 考
	指導回数	単 価	具	金 費	そ の 他	
計						

イ、農業協同組合整備委員会事務

種 別	所			要 経 費			備 考
	員 数	単 価	所 費	具	金 費	そ の 他	
計							

(2) 駐在指導員の派遣に関する事項

駐在指導員派遣名	指 定 日	駐在期間 (満ヶ月)	所 費		要 経 費		県費補助額 駐在月数
			単 価 (円)	額 (円)	金 費	そ の 他	
計 (組合)				(平均)			

(3) 所要経費一覧表

区 分	事業費 (A) 円	備 考 (経費の負担区分)			
		県員担額(B) 円	中央会員担額 円	信連員担額 円	その他員担額 円
農業協同組合整備委員会費					
駐 在 指 導 費					
計					

(注) (A) = (0)

3. 収 支 予 算

収 入	本 年 度 予 算		前 年 度 予 算		比 較 増 減	
	費 用 円	本 員 担 額 円	費 用 円	本 員 担 額 円	費 用 円	本 員 担 額 円
農業協同組合整備委員会費						
駐在指導費						
計						

様式第2号

番 号 昭 和 年 月 日

鳥 取 県 知 事 殿

鳥取県信用農業協同組合連合会

会長理事 氏 名 印

昭和 年度農業協同組合振興対策費補助金交付申請書

昭和 年度において、下記のとおり農業協同組合の整備に関する事業を実施したので農業協同組合振興対策費補助金交付規程第4条により補助金 円の交付申請します。

記

1. 補助事業の目的
2. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費
 - (1) 利子補給に関する事項

利子補給対象 組合名	指定日	指定日現在 利子補給対象元 本債権限度額	指定日現在 の旧債の額	県費利子補給対象元本 債権 新旧債の分 区	金額	貸付期限 自年月日	貸付日数	積 数
		円	円	円	円			
				小計				
				計				

県費利子補給 対象組合名	県費利子補給対象元本債権 平均償分		約 定 利 息	利 子 補 給		D/B
	新 旧 区 分	金 額 (B)		利 率 (C)	減 免 率 (D)	
	円	円	円	円	%	円
	小計					
	計 (組合)					

(注) 県費利子補給対象元本債権額の新旧及び旧債に対する貸付期間、約定利率、信連の利息、減免率 (D/B) が同一である場合は新債及び旧債の区分に従って記載することを要しない。

2) 所要経費一覧表

区 分	事業費 (A)	総 費 の 負 担 区 分		計 (0)
利子補給金	円	県負担額 (B) 円	中央会員負担額 円	信連負担額 円
			その他負担額 円	計 (0) 円

(注) (A) = (0)

3. 収 支 予 算

収 入	本 年 度 予 算		前 年 度 予 算		比 較 増 減	
	県 費 円	本 会 員 担 当 額 円	県 費 円	本 会 員 担 当 額 円	県 費 円	本 会 員 担 当 額 円
利子補給金						
計						
支 出						
計						

鳥取県知事 殿

鳥取県農業協同組合中央会
会長 氏 名 団

昭和 年度農業協同組合整備に関する事業の状況報告

昭和 年度農業協同組合の整備に関する県費補助対象事業の実施状況を農業協同組合振興対策費補助交付規程第6条により報告します。

記

1. 農業協同組合整備委員会

	前年度実績	本年度		10月-3月計
		年間計画(A)	実績(B)	
委員会開催回数				
現地指導組合数				
同上指導延日数				

00274

委員会の経費	県費補助対象外支出	委員等指導旅費		県費補助対象外支出
		事務費	計	
県費補助対象				
支出				

(注) 年間計画の欄のうち補助金交付申請書に記載された事項については、申請書による。昭和31年度は「10月～3月」を「2月末～3月末」に読み替える。以下同じ

2. 滞在指導

	前年度実績	本年度		10月～3月計画
		年間計画(A)	実績(B)	
対象組合数				
滞在月数				
県費補助対象とみる経費の中央会支出額				

00275

2. 駐在指導員の派遣に関する事項

区分	駐在指導員派遣組合名	駐在指導員氏名	指定日	所 要 額		県費補助金 月数
				単価 (月額)	金額	
計画(A)						
実績(B)						
B-A						
実 績 内 容						
計						

3. 所要経費一覧表

区 分	計画実績の別	事業費(A)	経 費 の 員 担 区 分				計(B)	備 考
			員負担額	中 担	会 担	その他		
農業協同組合整備委員 会 費	計 画	円	円	円	円	円		
	実 績							
駐 在 指 導 費	計 画							
	実 績							
計	計 画							
	実 績							

(注) (A) = (B)

